

シンガポール知財庁 (IPOS) は10月8日に通達 (Registrar's Circular) No. 7/2015 を、また10月13日に通達 (Registrar's Circular) No. 8/2015 を同庁ウェブサイトにおいて公開した<sup>i</sup>。各通達の概要は以下の通り。

## 1. 通達 (Registrar's Circular) No. 7/2015

### 商標ワークマニュアルに関する意見募集について

IPOS は、商標出願及び審査方法等の詳細を規定したワークマニュアルに関し、国際出願に関する新たな章の案文を作成すると共に立体商標に関する章をアップデートし、これらに関し意見募集を実施することとした。

国際出願に関しては、(i)マドプロ出願においてシンガポールを事後指定する際の手続き及び(ii)シンガポール出願を基礎として国際出願を行う際の手続きに関する2つの章を新設し、それぞれの手続きと実務の詳細が規定される。また、立体商標に関する章では、立体商標の審査方法をより明確にするために図を追加する等のアップデートが行われた。これらに対する意見は、2015年11月9日までに、IPOS に対して電子メール等 (国際出願に関しては [ng\\_hong\\_wee@ipos.gov.sg](mailto:ng_hong_wee@ipos.gov.sg)、立体商標に関しては [kok\\_chi\\_suan@ipos.gov.sg](mailto:kok_chi_suan@ipos.gov.sg)) によって提出することができる。

### IP2SG における類似商標検索におけるブル検索の強化 (ワイルドカード文字の導入及びスペース入力) について

IP2SG における類似商標の改善措置の一環として、2つのワイルドカード文字 (万能文字) を導入する。具体的には、全ての文字を表す「?」及び全ての数字を表す「\*」を導入することにより、より少ない検索回数で類似商標を検索することが可能となる。

また、ブル検索のフィールド値において、検索用語の前後にスペースを入力して検索することも可能とする。これにより、検索用語を含むより長い単語を検索結果から排除することが可能となる。

### 商標指定区分及び指定商品・指定役務の明確化について

商標登録出願に関する第5類、第29類、第30類、第31類、第32類及び第33類の「Meal replacement (調理済み食品)」、「dietetic food (栄養食)」、「dietetic beverage (栄養飲料)」と第42類の「Advice, information or consultation services relating to computer or computer hardware (コンピューター及びコンピューターハードウェアに関する助言又は相談サービス)」の区分を明確化した。

すなわち、医療用又は家畜用の「Meal replacement」、「dietetic food」及び「dietetic beverage」は第5類に、医療用又は家畜用ではない「Meal replacement」、「dietetic food」及び「dietetic beverage」は第29類、第30類、第31類、第32類又は第33類に分類される。また、「Advice, information or consultation services relating to computer or computer hardware (コンピューター及びコンピューターハードウェアに関する助言又は相談サービス)」は第42類に区分され、第37類における「advice, information or consultation services relating to the installation, maintenance and repair of computer or computer hardware (コンピューター又はコンピューターハードウェアに設置、修理、メンテナンスに関する助言、情報、相談サービス)」とは区別されるべきであると説明されている。

## 2. 通達 (Registrar's Circular) No. 8/2015

### 商標出願に対する審査報告書の再審査請求手続について

商標出願に対する審査報告書の再審査を要求できる新たな手続きを設ける。この手続きでは、出願人は、審査官に対して、審査報告書に記載された拒絶理由を再検討することを求めることができ、申請があった場合には、新たな審査官が再検討することとなる。(i)出願人は、2通目の審査報告書を受領した後にのみ、再審査の申請を行うことができ、(ii)審査報告書に記載された拒絶理由が維持される場合には最終的な拒絶査定となる。

<sup>i</sup> 同庁ウェブサイト該当ページ (英語)

<https://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/CircularsandPracticeDirections/2015.aspx>

本内容は、日本貿易振興機構が2015年10月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。